


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	平成30年度における東大和市立学童保育所指導員の夏季休暇の特例に関する要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱別表に規定する夏季休暇について、学童保育所指導員のワーク・ライフ・バランス推進の一環として、取得期間の拡大を図るものである。</p> <p>2. 主な改正内容</p> <p>東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱別表に規定された夏季休暇について、現行の夏季休暇の取得期間（7月1日から9月30日）を、平成30年度に限り、6月21日から10月31日に拡大する。</p> <p>3. 施行日等</p> <p>市長決裁日</p> <p>4. 影響及び効果</p> <p>学童保育所指導員の夏季休暇について、職員と同様の対応が図られると共に、ワーク・ライフ・バランスがより推進される。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特に無し</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。